

答 申 書

(答 申 第 2 号)

令和7年3月17日

小郡市情報公開・個人情報保護審査会

答 申
(第2号)

第1 審査会の結論

審査請求人が行った「小郡市新体育館建設基本計画改定版策定に伴う審議内容の議事録」(以下「本件情報」という。)の情報開示請求に対し、小郡市長(以下「実施機関」という。)が、本件情報を小郡市情報公開条例第7条第3号の不開示事由に該当するとした全部不開示決定を取り消し、他の不開示事由に該当する箇所の存否を再検討することが妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

本件審査請求に係る経緯は、以下のとおりである。

令和6年	9月13日	情報開示請求受付
	9月26日	情報不開示決定(条例第7条第3号該当)
10月	1日	審査請求書提出
11月	15日	小郡市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)へ諮問
11月	15日	審査請求人及び実施機関へ意見書提出依頼
11月	21日	審査請求人から意見書提出
12月	6日	実施機関から意見書提出

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の主旨

本件審査請求の主旨は、実施機関が令和6年9月26日付6小教ス第235号で行った情報不開示決定通知書の決定に対し、事業進行中につき、開示することで、今後の事業遂行に影響を与えるおそれがあることを理由に、小郡市新体育館建設基本計画改定版策定に伴う審議内容の議事録を開示しないのは不当であり、文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由及び審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書及び意見書、審査会での口頭意見陳述において主張する審査請求理由の要旨は次のとおりである。

- ① 平成29年3月に小郡市新体育館建設基本計画が策定されたが、その時点では建設場所が決定されておらず、建設候補地が5つ示されていた。その後、令和5年3月に策定した小郡市新体育館建設基本計画改定版では、現地建替えが示されており、その現地建替えという決定をするに至った議事録の開示を求めたものである。
- ② 内部での検討情報であり、開示することにより、事業の公正かつ適正な執行に支障をきたすとともに、市民に混乱を生じるおそれがあるということで不開示決定されたが、大きな金額がかかる事業について、どのような議論があった結果、決定がな

されたのかを知る権利がある。

- ③ 今回、開示請求の対象となっている文書は、小郡市新体育館建設基本計画改定版の策定に伴う議事録であり、内部での検討情報ということで不開示決定がなされているが、開示することによる具体的な影響が示されておらず、不開示とする合理的な理由とは考えられない。また、内部の検討情報であれば、全ての文書が不開示となるのは、情報公開の原則に反する。
- ④ 現在、新体育館建設の基本設計に入ってる状況であり、当該文書を開示することによって、新体育館建設事業の遂行に影響があるとは考えられない。
- ⑤ これらの理由から、本件情報に対する不開示決定は合理的な根拠がなく、開示されるべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が、審査会に提出した意見書及び審査会での口頭意見陳述において述べている説明の要旨は、次のとおりである。

1 実施機関の処分理由

- ① 現在、小郡市では体育館の老朽化に伴う新体育館建設に向け、準備を進めている。小郡市新体育館建設にあたっては、関係団体へのヒアリングやパブリックコメントを行い、平成29年3月に小郡市新体育館建設基本計画を策定したが、その後、平成29年5月に新市長就任に伴い、その施設規模や内容を見直すこととなった。そのため、外部団体や公募委員を含む小郡市新総合体育館建設実施プラン検討委員会を設置し、施設の整備方針（多目的な活用、防災機能を備えた設備等）を検討した。これらを踏まえ、庁内の関係部署で構成した小郡市新体育館建設基本計画改定委員会を設置し、その中で令和5年3月に小郡市新体育館建設基本計画改定版を策定した。今回、開示請求の対象となった文書は、小郡市新体育館建設基本計画改定委員会における議事録である。
- ② 小郡市新総合体育館建設実施プラン検討委員会は行政機関だけではなく外部団体や公募委員等で組織されており、その議事録は公開している。しかしながら、今回、開示請求の対象となった文書は、平成29年3月に策定した小郡市新体育館建設基本計画を基本としながら、その後に発生した豪雨災害等の影響を勘案し、社会情勢等に合わせ、より本市の規模に見合ったものとするための時点修正を行ったものであり、かつ庁内の関係部署で組織した委員会で検討した議事録であり、内部における審議、検討情報である。この情報を公にすることにより、市の事務事業の公平かつ適正な執行に支障をきたすおそれがあるほか、市民に混乱を生じさせるおそれがある。
- ③ 現在、小郡市新体育館建設に向けて基本設計に着手しており、令和6年8月には、体育施設以外での活用方法を検討するワークショップを開催するなど、事業が進捗中であり、その情報を開示することで、その内容が独り歩きし、今後の事業遂行に影響を及ぼす可能性がある。

- ④ これらのことから、審査請求人が求める文書は、行政機関の内部における審議、検討情報であり、開示することにより、現在進捗中の小郡市新体育館建設の事業実施に影響を及ぼす可能性があることから、小郡市情報公開条例第7条第3号に該当し、不開示である。

第5 審査会の判断

1 小郡市情報公開条例の趣旨

小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号。以下「条例」という。）は、第1条において、「市民の知る権利を制度的に保障し、市民の共通の財産である情報を広く公開することによって、市民生活の向上に資するとともに、市がその活動について説明する義務を全うし、もって公正で民主的な市政の発展に寄与すること」を目的としている。

2 本件不開示決定における不開示事由

条例第7条は、開示請求があったときは、開示することにより個人や法人等の権利利益を侵害したり、市の事務事業の公正かつ適正な執行等に支障をきたしたりする情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に当該文書を開示しなければならないと「行政文書の開示義務」を規定している。今回の不開示決定においては、条例第7条第3号を該当条項としているが、本号は、行政機関の「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示事由として規定するが、このいわゆる「審議・検討・協議情報」は、行政活動の透明性を図るという観点から、可能な限り開示すべきものであるが、それらの中には、行政としての意思決定前の事項が少なからず含まれており、開示することで率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じるおそれがあることから、公正かつ適正な意思決定を確保するため、不開示事由として規定したものである。

しかしながら、「審議・検討・協議情報」に該当するとしても、それらの全ての情報が不開示事由に該当するのではなく、審議、検討又は協議の段階の情報を開示することの公益性を考慮してもなお適正な意思決定の確保への支障が看過し得ないものが不開示となるものであり、開示することによる利益と開示による適正な意思決定に及ぼす支障を比較衡量したうえで判断すべきであり、さらに、「支障」については名目的なものではなく、実質的なものであり、適正な事務執行に影響を及ぼす程度の具体的な蓋然性が認められる必要があると考えられる。

3 本件情報の条例第7条第3号該当性

したがって、審査会は、本件審査請求に係る文書の条例第7条第3号該当性については、それが形式的に行政機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であるということだけでは足りず、それを開示することにより、率直な意見の交換や

意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるなど、公正かつ適正な意思決定の確保に支障を及ぼすおそれが実質的に認められるか否かという観点から検討する必要があると判断した。

本件開示請求の対象となっている本件情報は、小郡市新体育館建設基本計画改定委員会という庁内関係部署で組織された会議における議事録であり、「行政機関の内部における審議・検討・協議情報である」ことを確認した。しかしながら、小郡市新体育館建設基本計画改訂版は、すでに策定が終了（令和５年３月）し、小郡市のホームページにおいて公開されており、現在は、基本設計に着手しており、今後は実施設計、そして建設工事が予定されており、建設事業それ自体は進捗中ではあるが、基本計画に関する委員会が再度開かれて基本計画が見直される可能性は極めて低く、したがって、本件情報を開示しても、基本計画に関する公正かつ適正な意思決定の確保に実質的に不当なおそれが生じて、小郡市新体育館建設事業の遂行に支障を及ぼす影響が生じるとは認め難く、本件情報の条例第７条第３号該当性は認められないと判断する。ただし、本件情報の中には、不開示にすることが妥当な余地のある情報が含まれている可能性もあり、それらの不開示事由の存否について、改めて再検討することが妥当であると判断する。

以上、実施機関が本件情報を条例第７条第３号の不開示事由に該当するとした全部不開示決定を取り消し、他の不開示事由に該当する箇所の存否を再検討することが妥当であると判断する。

《小郡市情報公開・個人情報保護審査会》

役職	氏 名	備考
会 長	村上 英明	大学教授
会長職務代理	組坂 幸喜	市民代表
委 員	上村 一則	大学教授
委 員	神原 奈津子	弁護士
委 員	田中 文	弁護士